

校 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は、香川県立琴平高等学校と称する。

(位置・課程・学科)

第 2 条 本校の位置、課程及び学科は次のとおりとする。

位 置	課 程	学 科
香川県仲多度郡琴平町 1 4 2 番地の 2	全 日 制	普 通

(終業年限)

第 3 条 修業年限は 3 年とする。

(定 員)

第 4 条 生徒の収容定員は、香川県教育委員会の定めるところによる。

(学 年)

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期	4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
第 2 学期	9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
第 3 学期	1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(5) 夏季休業日 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで

(6) 冬季休業日 1 2 月 2 5 日から翌年 1 月 7 日まで

(7) 学年末休業日 3 月 2 0 日から 3 月 3 1 日まで

(8) 学校教育法施行規則に規定する学力検査を行う日

(9) その他教育委員会が指定する日

2 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことがある。

3 校長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。

第2章 教育課程、授業時数及び授業終始の時刻

(教育課程)

第8条 教育課程は、高等学校指導要領及び教育委員会が定める基準により校長が編成する。

(授業時数)

第9条 全日制課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。

2 各教科、科目の授業は、1単位について1学年35単位時間に相当する時間を標準とする。

3 1単位時間は50分とする。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第3章 課程の修了・卒業及び単位修得の認定

(課程の修了及び卒業の認定)

第11条 校長は、学校における各学年の課程の修了又は卒業を認定するものとする。

2 前項の認定は、教科・科目について本校所定の単位数を修得し、かつ、特別活動を満足に履修した者についてでなければ、これをしてはならない。

3 学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(学習の評価)

第12条 前条の課程の修了又は卒業の認定に当たって、生徒の平素の成績を評価する場合には、出席状況をも重視するものとする。

(単位修得の認定)

第13条 教科・科目の単位の認定は、教科・科目担任者の意見に基づいて、校長がこれを行う。

2 単位取得の認定に関する細目は、別に定める。

第4章 職員組織

(職員組織)

第14条 本校には、法令に規定された職員を置く。

第5章 入学・退学・転学・休学・復学及び賞罰

(入学)

第15条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則第63条の規定により、これと同等の学力があると認められた者とする。

2 本校への入学志願者の手続き及び学力検査等の実施については、香川県公立高等学校入学者選抜実施細目の定めるところによるものとする。

3 入学を許可された者の保護者は、所定の在学保証書を校長に提出しなければならない。

(退学・転学・休学・復学)

第16条 生徒が退学しようとするときは、保護者が連署した所定の退学願に、その事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

第17条 前条の規定は、生徒の転学・休学・及び復学に準用する。この場合において、前条中「退学願」とあるのは、「転学願」、「休学願」又は「復学願」と読み替えるものとする。

第18条 休学期間は1年以内とする。ただし校長は特に必要と認めたときに限り、2年までこれを延長することができる。

2 前項の期間中には、休学許可降はじめて到来する月のはじめの日から起算して3箇月を経過する日までの期間が含まれていなければならない。

(転入)

第19条 本校に転入学または編入学を希望する者は、選考のうえで、校長から転入学または編入学を許可することができる。

(再入学)

第20条 中途退学した者が、退学するにいたった理由が消滅したと認められる場合に限り、選考のうえで再入学を許可することができる。

(賞 罰)

第21条 校長は教育上必要があると認めたときは、生徒を褒賞する。

2 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。

3 前項の懲戒のうち退学・停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。この場合において、校長は、職員会議において職員の意見を聞くものとする。

4 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第6章 授業料等の徴収

(授業料等)

第22条 授業料及び手数料は、香川県使用料、手数料条例等の定めるところにより、所定の期日に納入しなければならない。

2 学校において徴収する諸会費並びに納入金等については前項に準ずる。

3 生徒の授業料の減免については、県立高等学校生徒等の授業料減免規定の定めるところによる。

4 校長は、授業料を滞納している生徒に対して出席停止を命じ、又は退学させることができる。

附 則

この校則は、平成14年4月1日から施行する。